

大和市児童館指定管理者申込要領

1. 施設の概要

(1) 施設の目的及び指定管理者に期待する役割

児童館は、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにするための施設です。指定管理者には、地域に密着して子どもたちと関わりを持ち、子どもたちの想像力豊かな発想を導き出すような事業展開を期待しています。

(2) 施設の概要

単独児童館 2 館及び大和市内コミュニティセンター併設児童館 2 0 館

(別紙、「大和市児童館施設概要など 一覧表」のとおり)

2. 指定管理にあたっての条件

(1) 指定管理者が行う業務の内容

別紙、仕様書のとおり

(2) 指定管理期間

平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで（3 年間）

(3) 指定管理料

別紙、「指定管理委託料上限額」のとおり

※仕様書の変更等により、協議の上、指定管理料を変更する場合があります。

(4) 業務の実施状況の確認（モニタリング）

児童館のサービス維持・向上と効率的な管理運営が行われるよう市及び指定管理者は、施設の管理運営について定期又は随時にモニタリングを行うこととします。

【市が行うもの】

- (a) 市は、児童館の管理の適正を期するため必要と認めるときは、定期又は随時に指定管理者に対し、業務又は経理の状況について報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができるものとする。
- (b) 指定管理者が業務等において、基準を満たしていないと認めるときは、市は改善等の必要な指示を行い、これに従わない場合は、業務の停止や指定の取消しを行うことがあります。
- (c) 市の監査委員が必要と認めるときは、指定管理者の児童館の管理業務に係る出納関係事務等について監査する場合があります。

【指定管理者が行うもの】

- (a) 指定管理者は、施設の管理運営が児童館の設置目的や協定書、仕様書等に沿って行われているか、継続的に自己点検を行うものとし、また、アンケートによる利用者満足度の調査等、利用者の声を施設の管理運営に取り入れる取り組みを行うものとし、

3. 申し込みの手続き

(1) 応募資格

- ・団体であること（個人での応募は不可）
- ・指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、会長、副会長、会計及び監査をする職には、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 92 条の 2、第 142 条（同法第 166 条第 2 項及び第 168 条第 7 項の規定により準用する場合を含む。）又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に接触しないこと。

(2) 提出期限

平成 25 年 10 月 18 日（金） 午後 5 時まで

ただし、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。

(3) 申込み場所

大和市 こども部 こども・青少年課

大和市中心 1 - 5 - 14 大和市青少年センター内

(4) 提出書類

- ① 申込書
- ② 企画提案書
- ③ 収支予算書
- ④ 財産目録
- ⑤ 規約等
- ⑥ 活動状況

※提出部数：各 1 部

4. 結果について

大和市児童館条例第 7 条に基づき、申込み団体に対し選定後、速やかに通知します。

5. 提出先及び問合せ先

大和市 こども部 こども・青少年課

〒242-0021 大和市中心 1 - 5 - 14 大和市青少年センター内

T e l 046-260-5224